



# 令和8年（2026年）10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります！

ページID : 150010-330-221-541 更新日 : 2026年4月1日



育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する[国民年金第1号被保険者](#)（20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方）について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度が令和8年（2026年）10月から新たに始まります。

子を育てている方（実父母・養父母）は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

[山](#) [育児免除制度周知リーフレットはこちらをご覧ください。（PDF 471KB）](#)

なお、[国民年金第1号被保険者](#)が出産した際には、出産前後の一定期間、国民年金保険料が免除される制度（[産前産後免除制度](#)）があります。詳しくは「[国民年金保険料の産前産後期間の免除制度](#)」をご覧ください。

## 目次

- [1. 対象となる方](#)
- [2. 育児免除制度のメリット](#)
- [3. 国民年金保険料が免除される期間](#)

## 1. 対象となる方

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子（※）を養育する[国民年金第1号被保険者](#)の**実父母・養父母**が対象です。子を養育する要件として以下のすべてを満たしている必要があります。（所得要件はありません）

- 子と身分（親子）関係が継続していること
- 子と同一住所であること

※法律上の親子関係がある子（実子および養子）に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

### 注意点

- [第2号被保険者](#)（会社員や公務員など厚生年金の加入者）の方については、[厚生年金保険料等の免除（産前産後休業・育児休業等期間）](#)をご覧ください。
- [第3号被保険者](#)（第2号被保険者に扶養されている配偶者）の方は、国民年金育児免除制度の対象ではありません。

## 2. 育児免除制度のメリット

- ・ 育児免除期間として「保険料の納付が免除された期間」は、保険料を納付したもとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- ・ 第1号被保険者であれば、夫婦ともに育児免除制度の対象です。
- ・ すでに保険料を納付している期間や、[国民年金保険料免除・納付猶予](#)、[学生納付特例](#)が承認されている期間についても、届出することで育児免除期間として取り扱われます。保険料を納付している期間の保険料は、充当または還付します。
- ・ 育児免除期間中も[付加保険料](#)（月額400円）を納付することができます。[付加保険料](#)の詳細については、「[付加保険料の納付](#)」をご覧ください。

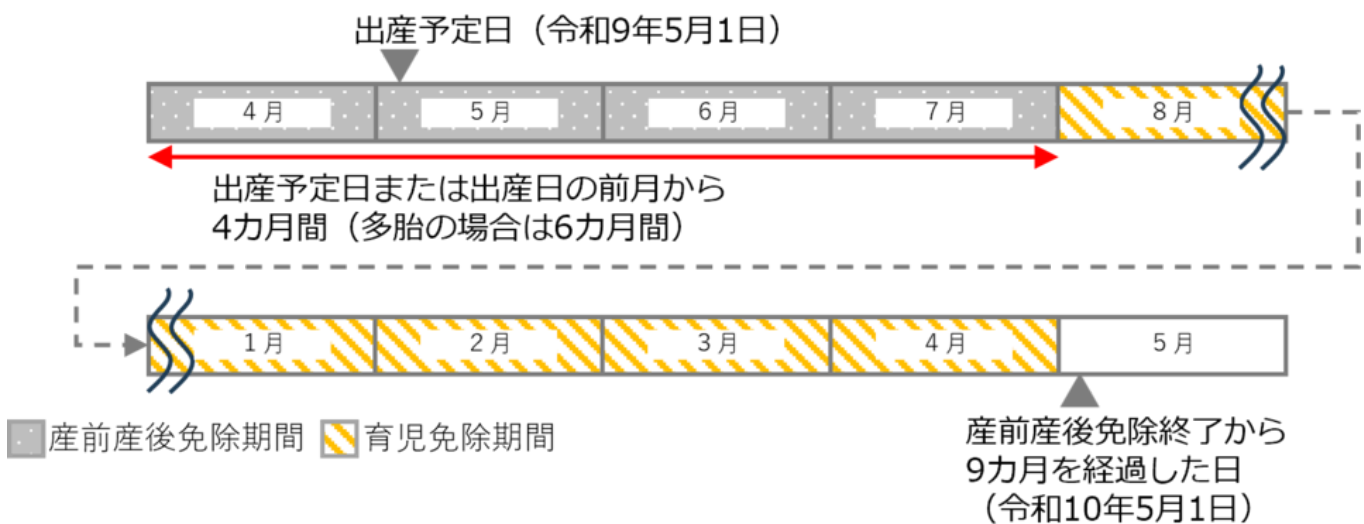
### 3. 国民年金保険料が免除される期間

#### 実母の場合

産前産後免除期間を有する実母の場合は、産前産後免除期間に引き続く9カ月間（産前産後免除期間と合わせて最大13カ月間）、国民年金保険料が免除されます。（令和8年10月1日以降に限る）

（例）子の出産（予定）日が令和9年5月1日の場合、令和9年8月から令和10年4月の9カ月間が育児免除期間に該当します。

#### 育児免除イメージ図

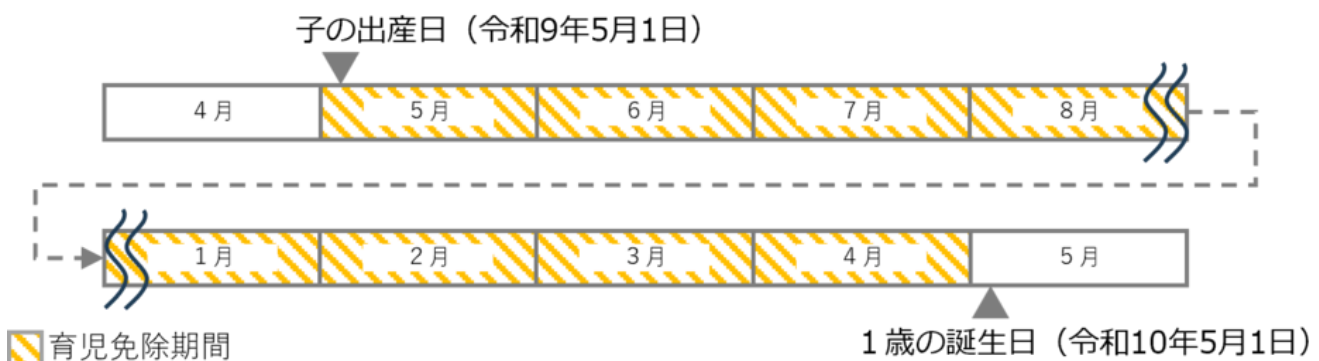


#### 実父または養父母の場合

子を養育することとなった日の属する月から、1歳になる誕生日の前月までの最大12カ月間、国民年金保険料が免除されます。（令和8年10月1日以降に限る）

（例）子の出産日が令和9年5月1日の場合、令和9年5月から令和10年4月の12カ月間が育児免除期間に該当します。

#### 育児免除イメージ図

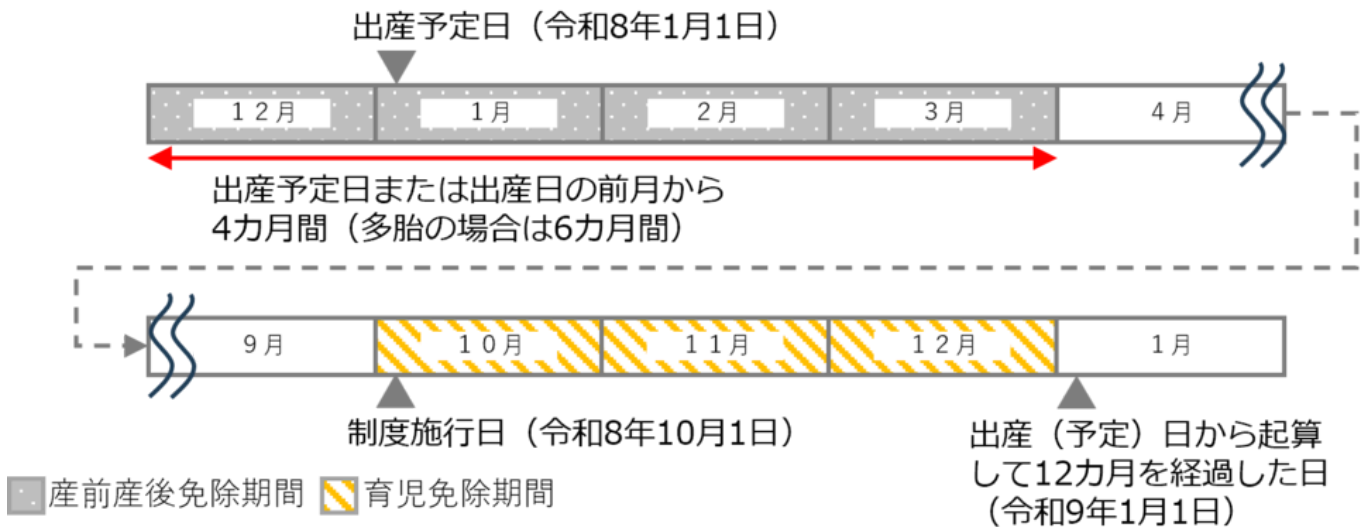


#### 制度施行（令和8年10月）より前から子を養育しており、制度施行時点で1歳未満の場合（実母の場合）

産前産後免除期間（4カ月または6カ月）に引き続く9カ月間のうち、令和8年10月1日以降の月分の国民年金保険料が免除されます。

（例）子の出産日が令和8年1月1日の場合、令和8年10月から令和8年12月までの3カ月間が育児免除期間に該当します。

## 育児免除イメージ図

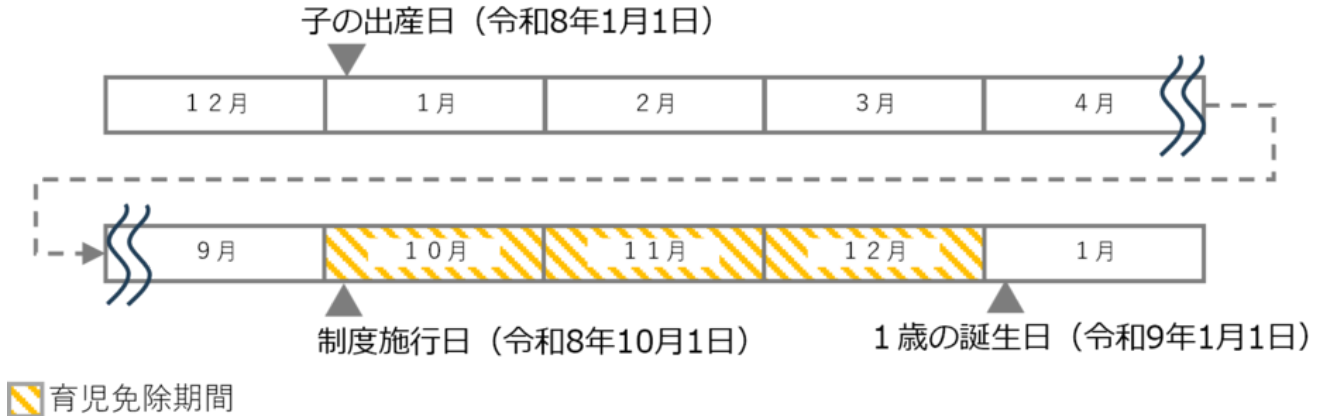


## 制度施行（令和8年10月）より前から子を養育しており、制度施行時点で1歳未満の場合（実父または養父母の場合）

令和8年10月1日以降、子が1歳になる誕生日の前月までの期間が育児免除に該当します。

（例）子の出産日が令和8年1月1日の場合、令和8年10月から令和8年12月までの3カ月間が育児免除に該当します。

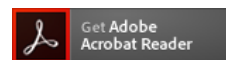
## 育児免除イメージ図



### 関連情報

> [国民年金保険料の産前産後期間の免除制度](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

年金のことをしらべる

> [利用者別ガイド](#)

> [シーン別ガイド](#)

> [ねんきんネット](#)

> [年金用語集](#)

> [パンフレット](#)

> [通知書の見方を調べる](#)

[このサイトについて](#) | [個人情報の保護について](#) | [関連サイト](#)



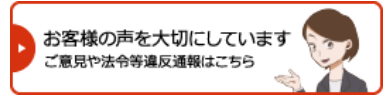
法人番号4011305001653

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

> [所在地・連絡先](#)

> [採用情報](#)

> [公式SNS](#)



Copyright © Japan Pension Service All Rights Reserved.